

第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：令和7年2月14日（金）13：30～16：00

場 所：岩手県庁 12階特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 県民参加の森林づくり促進事業における企画募集要領の見直しについて
- (2) 令和7年度いわての森林づくり県民税の取組概要について
- (3) 「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について

3 そ の 他

4 閉 会

いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(令和7年2月14日現在)

氏名	役職名等	備考
阿部 記子	岩手県商工会議所連合会 総務課長	御欠席
稲村 崇史	有限会社稲村製材所 取締役	
川田 昌代	岩手県環境アドバイザー	
國崎 貴嗣	岩手大学農学部 教授	
齋藤 健吾	株式会社齋藤商事 代表取締役	
佐藤 貴美子	いわての森林づくりコーディネーター	
野口 麻穂子	国立研究法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 主任研究員	
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	
三浦 奈緒美	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	御欠席
村田 和代	盛岡市中央公民館 社会教育指導員	御欠席

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 令和6年11月19日～令和8年11月18日

第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 技監兼林務担当技監	工 藤 亘	
林業振興課 総括課長	高 橋 幸 司	
技術主幹兼振興担当課長	高 芝 俊 雄	
主任主査	金 澤 亨	
主 査	澤 口 陽 平	
主 事	木 村 直 樹	
主 事	目 黒 有 紀	
森林整備課 主任主査	上 部 明 広	
主任主査	西 澤 順 史	
主任主査	松 岡 幸 子	
森林保全課 特命課長	廣 田 紀代子	
県土整備部 都市計画課 主任主査	小 澤 豊 和	

県民参加の森林づくり促進事業における企画募集要領の見直しについて

令和7年2月14日
第5回いわての森林づくり
県民税事業評価委員会
資料No.1

1 募集対象活動の追加・削除

(1) 緩衝帯整備の追加

ア 改正の概要

企画募集の対象活動として、市町村が行う森林整備等による野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備を追加するもの。

イ 改正の内容

活動区分1 (1) 森林整備活動に、市町村が行う森林整備等による野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備を追加

- ・ 企画募集要領 2 (1) 表-1 の「1 森林をつくる活動」(P 2)
- ・ 「 〃 【対象となる活動の注意事項】(P 3)

(2) 市町村森林公園整備の見直し

ア 改正の概要

市町村を対象とした森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動を対象外とするもの。

イ 改正の内容

活動区分のうち、4 森林資源を活かす活動「③森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動」を削除

- ・ 企画募集要領 2 (1) 表-1 の「4 森林資源を活かす活動」(P 2)

2 補助対象経費の見直し

(1) 改正の概要

補助対象経費のうち、役員費について、1 団体につき 10,000 円を上限として補助対象としていた事務局費を引き上げるもの。

(2) 改正の内容

事務局費として1 団体につき 10,000 円を上限として認めていた対象経費を、事務局費を除いた補助対象経費の5%以内を上限とするよう見直すもの。ただし、事務局費を除いた補助対象経費が200,000 円以下の団体は、従前どおり 10,000 円を上限とするもの。

(補助対象経費は、様式第3号に定める補助対象額とする)

- ・ 企画募集要領 (別表) 補助対象経費の費目のうち 役員費 (P 8)

改正前					改正後						
令和6年度県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領					令和7年度県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領						
<p>1 募集趣旨</p> <p>県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。 県民の皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。</p> <p>2 募集対象活動</p> <p>(1) 対象となる活動（表-1）</p>					<p>1 募集趣旨</p> <p>県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。 県民の皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。</p> <p>2 募集対象活動</p> <p>(1) 対象となる活動（表-1）</p>						
募集する活動の分類		補助率	補助上限	対象団体		募集する活動の分類		補助率	補助上限	対象団体	
1 森をつくる活動					1 森をつくる活動						
(1)森林整備活動※1	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ②上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 《例》NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備 企業による森づくりボランティア活動	10/10 以内	100万円	市町村 各種団体※5 NPO団体 県内に事務所又は事業所を有する法人	(1)森林整備活動※1	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ②上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 《例》NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備 企業による森づくりボランティア活動 <u>市町村が行う森林整備等による野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備※2</u>	10/10 以内	100万円	市町村 各種団体※6 NPO団体 県内に事務所又は事業所を有する法人		
(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動				(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動					
2 森の手入れを行う多様な担い手を育成する活動					2 森の手入れを行う多様な担い手を育成する活動						
人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等※2を対象とした森林施業等の研修活動 《例》新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催	10/10 以内	100万円		人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等※3を対象とした森林施業等の研修活動 《例》新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催	10/10 以内	100万円			
3 森林を学び活かす活動					3 森林を学び活かす活動						
県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動※3 《例》 ・学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・森林環境学習の一環として実施する木工教室※4、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催	10/10 以内	100万円	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動※4 《例》 ・学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・森林環境学習の一環として実施する木工教室※5、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催	10/10 以内	100万円				
4 森林資源を活かす活動					4 森林資源を活かす活動						
循環型社会形成のための県産材利用活動※6	①小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設※7における木材・木材製品などの県産材※8利用促進活動 ②木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設※9における木材・木材製品などの県産材利用促進活動	1/3 以内	100万円	①は市町村 各種団体※10 ②、③は市町村	①小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設※8における木材・木材製品などの県産材※9利用促進活動 ②木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設※10における木材・木材製品などの県産材利用促進活動	1/3 以内	100万円	削除 削除	削除 削除	①は市町村 各種団体※11 ②は市町村	
	③森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動 《例》 ・地元で製材加工した地元材による木製品を教育施設に設置し、児童生徒を対象とした森林環境学習会を開催 ・県産材で製作したテーブルや椅子を公民館などに設置し、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催 <u>・県産材で製作した案内板等を公的森林公園に設置</u>	10/10 以内	250万円		削除	削除					

【対象となる活動（表－１）の注意事項】

【森林整備活動関係】

- ※1 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。
- （原則として事業実施後1年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）
- 里山林の環境整備に向けて森林整備活動を行う場合、附带的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に含めることができます。
- ただし、当該年度に他の補助事業が導入される森林は対象外とします。

【人材育成関係】

- ※2 森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とします。

【森林環境学習関係】

- ※3 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- ※4 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- ※5 各種団体とは、非営利の団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限ります。
- ※6 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。

《森林環境学習や普及啓発活動の展開について》

森林環境学習や普及啓発活動の実施に当たっては、上記取組のほか、いわての森林づくり県民税普及啓発DVDの視聴やパンフレットの配布、木製品等への県民税活用事業であることの表示、設置施設における木材利用の意義に関するパネル等の設置、お披露目会やマスコミへのプレスリリースなど、多様な手法により県民へのPRを行ってください。

- ※7 教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とします。
- ※8 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング*とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
- また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
- ※ フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として50%以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。

【対象となる活動（表－１）の注意事項】

【森林整備活動関係】

- ※1 当該年度に他の補助事業等が導入される森林は対象外とします。
- ア 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（市町村が行う緩衝帯整備は除く）
- （原則として事業実施後1年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）
- イ 里山林の環境整備に向けて森林整備活動を行う場合、附带的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に含めることができます。
- ※2 **【森林整備活動のうち緩衝帯整備】**
- ア 野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備の実施主体は、市町村とします。
- イ 対象森林は、民有林のうち、私有林であり、次の条件を全て満たすものとします。
- (7) 藪化しており、過去にクマ等野生動物の出没が確認される等、人的・物的被害の発生の恐れがある森林及びこれら森林と併せて一体的に整備する必要がある箇所
- (4) 1か所あたり原則0.1ha以上の区域で、林縁部からの幅（奥行）はおおむね30m以内
- (7) 当該箇所に隣接する森林以外の箇所を事業面積に含める場合は、その部分が全体面積の3割を超えないこと
- (5) 対象行為は、見通し確保のために必要となる下刈、除伐、枝打ちとし、原則、地域住民への説明会等を実施すること

【人材育成関係】

- ※3 森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とします。

【森林環境学習関係】

- ※4 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- ※5 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- ※6 各種団体とは、非営利の団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限ります。
- ※7 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。

《森林環境学習や普及啓発活動の展開について》

森林環境学習や普及啓発活動の実施に当たっては、上記取組のほか、いわての森林づくり県民税普及啓発DVDの視聴やパンフレットの配布、木製品等への県民税活用事業であることの表示、設置施設における木材利用の意義に関するパネル等の設置、お披露目会やマスコミへのプレスリリースなど、多様な手法により県民へのPRを行ってください。

- ※8 教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とします。
- ※9 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング*とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
- また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
- ※ フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として50%以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。

※9 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。

※10 「4 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治29年法律第89号）第34条に定める公益法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人に限ります。

(2) 対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 施設の整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
ア いわたの森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
イ 「4 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の設置
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

3 事業実施期間

補助金交付決定の日から 令和7年3月19日まで

4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費は以下のとおりです。

ただし、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容
賃金	外部補助員賃金等
報償費	外部専門家謝金等
旅費	外部専門家旅費等
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等
役務費	通信運搬費、傷害保険料等
委託料	委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等
原材料費	苗木代、木材代等
備品購入費	機械機具等購入費

留意事項は別表（補助対象経費）のとおり

※10 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。

※11 「4 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治29年法律第89号）第34条に定める公益法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人に限ります。

(2) 対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 施設の整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
ア いわたの森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
イ 「4 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の設置
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

3 事業実施期間

補助金交付決定の日から 令和8年3月20日まで

4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

以下のとおりです。ただし、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容
賃金	外部補助員賃金等
報償費	外部専門家謝金等
旅費	外部専門家旅費等
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等
役務費	通信運搬費、傷害保険料等
委託料	委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等
原材料費	苗木代、木材代等
備品購入費	機械機具等購入費

留意事項は別表（補助対象経費）のとおり

(2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
- ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
- ③ 取得単価が5万円を超える物品及び備品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
- ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料
※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

(3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械器具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動で産出された林産物を薪や木炭として搬出する場合は、放射性物質検査を実施し、安全性を確認してください。（参考：「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け林野庁通知）
- ⑤ 市町村が実施主体の場合は、企画概要書に森林環境譲与税を財源として活用しない理由を記載してください。

6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円（4森林資源を活かす活動③は上限250万円）〕
ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

8 企画の応募

(1) 応募期間

令和6年1月29日（月）から令和6年3月1日（金）まで

(2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】令和6年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画概要書
- ③【様式第3号】企画書
- ④【様式第4号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ⑤【様式第5号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑥【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

(3) 書類の提出先

応募団体の住所地を管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

9 企画書の審査

提出された企画概要書、企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。（その際の費用は、各団体の負担となります。）

(1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

(2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
- ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
- ③ 取得単価が5万円を超える物品及び備品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
- ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料
※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

(3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械器具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動で産出された林産物を薪や木炭として搬出する場合は、放射性物質検査を実施し、安全性を確認してください。（参考：「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け林野庁通知）
- ⑤ 市町村が実施主体の場合は、企画概要書に森林環境譲与税を財源として活用しない理由を記載してください。

6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円（4森林資源を活かす活動③は上限250万円）〕
ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

8 企画の応募

(1) 応募期間

令和7年2月4日（火）から令和7年3月5日（水）まで

(2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】令和7年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画概要書
- ③【様式第3号】企画書
- ④【様式第4号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ⑤【様式第5号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑥【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

(3) 書類の提出先

応募団体の住所地を管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

9 企画書の審査

提出された企画概要書、企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。（その際の費用は、各団体の負担となります。）

(1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

(2) 自主性

地域住民等の自主的な取組となっているか。

(3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

(4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。

結果は応募団体に通知します。

11 補助金の交付申請及び補助対象経費

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。（交付決定前に使用した経費は団体負担）

12 事業の周知等

(1) 事業の広報媒体には、「いわての森林づくり県民税」を活用した事業であることを必ず明記してください。

(2) 事業実施の際、活動参加者への説明やマスコミ等から活動内容について取材を受けたときは、「いわての森林づくり県民税」を活用して事業を実施している旨を周知してください。（事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。）

(3) 継続して事業を行っている団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成していますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。（電子データが必要な場合は提供します。）



「この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。」

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。



(2) 自主性

地域住民等の自主的な取組となっているか。

(3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

(4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。

結果は応募団体に通知します。

11 補助金の交付申請及び補助対象経費

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。（交付決定前に使用した経費は団体負担）

12 事業の周知等

(1) 事業の広報媒体には、「いわての森林づくり県民税」を活用した事業であることを必ず明記してください。

(2) 事業実施の際、活動参加者への説明やマスコミ等から活動内容について取材を受けたときは、「いわての森林づくり県民税」を活用して事業を実施している旨を周知してください。（事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。）

(3) 継続して事業を行っている団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成していますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。（電子データが必要な場合は提供します。）



「この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。」

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。



13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特にも児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械機具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 森林整備活動等においてチェーンソーによる伐木等作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(厚生労働省)を踏まえ、参加者の安全確保対策・事故防止対策を徹底してください。
- (6) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (7) 安全対策参考資料等(ホームページ)

【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

(別表) 補助対象経費

費目	内容	留意事項
賃金	外部補助員の雇用に係る賃金	①1人1日当たり 11,000円を上限とする。 ②賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ③散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	①1人1時間当たり4,100円を上限とする。 ②外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。 ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合又は、活動に必要な知識・経験や技術を有する者が県内に居ない場合であって、事業の目的及び内容から隣県者でなければならない理由が認められる場合は、この限りではない。 ③外部専門家を必要とする場合は、企画書に必要理由及び外部専門家の所属・職・氏名を記載すること。 ④間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。 ⑤活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。
旅費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(事業に必要なチェーンソーや刈払機等の機材燃料費)等	①ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。 ②活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。 ③林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。 ④使用頻度が低い物品、補助事業以外に汎用性がある物品及び個人で準備することが適当と考えられる物品は、補助対象外とする。 ⑤ヘルメットやチャップスなど取得単価が10,000円を超える物品は、管理台帳を

13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特にも児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械機具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 森林整備活動等においてチェーンソーによる伐木等作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(厚生労働省)を踏まえ、参加者の安全確保対策・事故防止対策を徹底してください。
- (6) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (7) 安全対策参考資料等(ホームページ)

【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

(別表) 補助対象経費

費目	内容	留意事項
賃金	外部補助員の雇用に係る賃金	①1人1日当たり 11,000円を上限とする。 ②賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ③散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	①1人1時間当たり4,100円を上限とする。 ②外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。 ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合又は、活動に必要な知識・経験や技術を有する者が県内に居ない場合であって、事業の目的及び内容から隣県者でなければならない理由が認められる場合は、この限りではない。 ③外部専門家を必要とする場合は、企画書に必要理由及び外部専門家の所属・職・氏名を記載すること。 ④間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。 ⑤活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。
旅費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(事業に必要なチェーンソーや刈払機等の機材燃料費)等	①ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。 ②活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。 ③林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。 ④使用頻度が低い物品、補助事業以外に汎用性がある物品及び個人で準備することが適当と考えられる物品は、補助対象外とする。 ⑤ヘルメットやチャップスなど取得単価が10,000円を超える物品は、管理台帳を

		整備し、関係書類と併せて適切に保管すること。
役務費	通信運搬費（郵送料等）、傷害保険料等	①事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、事務局費として1団体につき <u>10,000円を上限とし対象経費とする。</u> ②広告料（いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く）、電話料（他との区別が困難なもの）は、補助対象外とする。 ③傷害保険料は、掛金や保障内容等が記載された資料を添付すること。
委託料	委託料	①特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。 ②金額が10万円を超えるものについては、2人以上の者から見積書を徴すること。
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	①外部から調達しなければならないものに限り対象経費とし、見積書や料金表等により金額及び借用先等を明示すること。 ②活動団体構成員、地域住民及び関係団体等の協働により、刈払い機やチェーンソー等の機材を持ち寄って行う場合は、機材借上料の対象としない。
原材料費	苗木代（緑化木を含む。）、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	①苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。 ②木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。 ③活動周知用看板は、華美、高価なものとし、看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 （備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る）	①備品は、性質形状を変えずに、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上のものとする。ただし、取得単価が50,000円を超える分については団体等の負担とする。 ②備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。 ③備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ④備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて適切に保管すること。

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。

		整備し、関係書類と併せて適切に保管すること。
役務費	通信運搬費（郵送料等）、傷害保険料等	①事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、事務局費として1団体につき <u>事務局費を除いた補助対象経費の5%以内を上限とする。ただし、事務局費を除いた補助対象経費が200,000円以下の団体については、10,000円を上限とする。（補助対象経費は、様式第3号に定める補助対象額とする。）</u> ②広告料（いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く）、電話料（他との区別が困難なもの）は、補助対象外とする。 ③傷害保険料は、掛金や保障内容等が記載された資料を添付すること。
委託料	委託料	①特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。 <u>ただし、市町村が行う緩衝帯整備は除く。</u> ②金額が10万円を超えるものについては、2人以上の者から見積書を徴すること。
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	①外部から調達しなければならないものに限り対象経費とし、見積書や料金表等により金額及び借用先等を明示すること。 ②活動団体構成員、地域住民及び関係団体等の協働により、刈払い機やチェーンソー等の機材を持ち寄って行う場合は、機材借上料の対象としない。
原材料費	苗木代（緑化木を含む。）、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	①苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。 ②木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。 ③活動周知用看板は、華美、高価なものとし、看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 （備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る）	①備品は、性質形状を変えずに、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上のものとする。ただし、取得単価が50,000円を超える分については団体等の負担とする。 ②備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。 ③備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ④備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて適切に保管すること。

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。